

十日町市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 十日町商工会議所及び特定非営利活動法人にぎわいは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、十日町市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、十日町市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、法第9条第1項の規定により十日町市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項の規定による認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）の実施に関し、必要な事項を協議し、十日町市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 十日町市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

(協議会の構成員)

第5条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 十日町商工会議所
- (2) 十日町市中心市街地整備推進機構（特定非営利活動法人にぎわい）
- (3) 十日町市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(委員)

第6条 委員は、第5条第1項各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 5名以内
- 2 役員は、協議会の会議（以下、「会議」という。）において委員の中から選任する。
 - 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(役員会)

第9条 役員会は、第4条に掲げる事項及び協議会の運営について、必要な協議又は調整を行うため、適宜開催する。

- 2 役員会の運営その他の事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第10条 協議会の目的を達成させるために専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は会長が指名する。
- 3 専門部会の運営に関しては、会長が別に定める。

(タウンマネージャー、アドバイザー及びオブザーバー)

第11条 協議会の活動を円滑に進めるため、まちづくりについての専門知見を有するタウンマネージャー、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は十日町商工会議所に置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、理事の中から会長が任命する。
- 4 事務局員は、会長が任命する。

(会議)

第13条 会議は会長が招集する。

- 2 会長は委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議結果の尊重)

第15条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(公表)

第16条 協議会の公表は、十日町商工会議所の広報紙又はホームページへの掲載のほか、必要に応じて十日町市の広報紙及び新聞掲載により行う。

- 2 会議は、公開を原則とする。ただし、公開することにより協議会、協議会の委員又は第三者の権利、利益もしくは公共の利益を害するおそれがあると認められるときは、会長は会議を非公開とすることができる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第18条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

(解散)

第19条 会議の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、会議の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、役員会の承認を得て、別に定める。

2 前項において役員会で決定した事項は、次の会議において報告をするものとする。

附則

- 1 この規約は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成26年度第1回協議会終結時までとする。